阿蘇市農業委員会「農業委員」募集要項

- 1 農業委員の募集内容
 - · 募集人数 19名
 - 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで(3年間)
 - ・ 身分 阿蘇市の特別職の非常勤職員
 - 職務内容
 - (1) 農地の権利移動の認可及び農地転用の審査業務
 - (2) 農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地の集積・集約化、遊休 農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進)に係る農業委員会の意 思決定及び諸活動、現地調査等
 - (3) 毎月開催される総会への参加
 - (4)会議や研修会等への参加など
 - ※ 農地利用最適化推進委員と連携して業務を行います。
 - 委員報酬 年額264,000円
- 2 推薦を受ける者又は応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する者は推薦・応募できません

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 阿蘇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等であるもの
- (4) 阿蘇市が設置する他の附属機関の委員である者
- (5) 阿蘇市に住所を有しない者。ただし、特別の事情がある場合は、この 限りではない。
- (6)現に国会議員、県議会議員又は阿蘇市職員(臨時及び非常勤職員は除く) である者
- (7) 農業委員の地位を政治活動や布教活動に利用しようとする者
- 3 推薦及び応募に係る手続き等

提出書類に必要事項を記入の上、下記添付書類を添えて、郵送または持参により、阿蘇市農業委員会事務局へご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

- (1) 提出書類 農業委員推薦・応募申込書
- (2) 添付書類)

- ・推薦を受ける者又は応募者の住民票(発行後3箇月以内の本籍が記載されているもの)
- ・推薦を受ける者又は応募者が認定農業者(認定申請中の者も含む)である場合は、認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写し。 ただし、認定申請中の者については、阿蘇市農業委員候補者評価委員会の 開催日前日までに認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類 の写し。

(3) 様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、阿蘇市のホームページからもダウンロードできます。

窓口	所 在 地	電話番号
農業委員会事務局	阿蘇市一の宮町宮地504番地1	22-3254

4 推薦又は応募の重複について

同一の方が、農業委員と農地利用最適化推進委員の双方に推薦を受けること又は応募することはできますが、双方の委員を兼ねることはできません。

5 受付期間

令和5年4月3日(月)から令和5年4月28日(金)まで【必着】 持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分 までに提出してください。

6 選任方法

阿蘇市農業委員候補者評価委員会において、提出された書類を基に推薦 を受ける者及び応募者の評価を行い、市長に意見を報告します。(必要に応 じて面接を行うことがあります。)

市において、同委員会の意見を参考に農業委員候補者を決定し、市議会の同意を得たうえで、農業委員を選任します。

なお、選任結果は、推薦する者及び推薦を受ける者並びに応募者の全員に 文書で通知します。

農業委員の構成については、法令により次の規定があります。

- (1) 認定農業者(個人又は法人の役職員) が委員の過半数を占めること。
- (2) 農業委員会の掌握に属する事項に関し利害関係を有しない者を 1人含めること

また、次の条件に配慮します。

(1) 委員の年齢、性別等に著しい偏りがないように配慮します。

7 情報の公表

法令の定めにより、受付期間の中間及び終了後に、阿蘇市のホームページで次の内容を公表します。

- (1) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者の数
- (2) 応募をした者の数及びそのうちの認定農業者の数

8 注意事項

- (1) 提出された申込書等は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募にかかる経費は、すべて推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 申込書に記載された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会します。

9 問合せ先

 $\mp 869 - 2695$

阿蘇市一の宮町宮地504番地1

阿蘇市農業委員会事務局

【電話】 0 9 6 7 - 2 2 - 3 2 5 4 【FAX】 0 9 6 7 - 2 2 - 4 5 6 6